家畜保健衛生だより

令和６年度　第１０号

年末・年始・春節における
伝染病に対する防疫対策の徹底を！

今シーズン、すでに国内では 15 件の高病原性鳥インフルエンザの発生が養鶏農場で発生しています（12 月 23 日現在）。また、死亡野鳥の検査では北海道から鹿児島まで 84 件確認されています（12 月 20 日現在）。

豚熱については、今年も県内で野生イノシシの感染が認められており、こちらも油断大敵です。

１１月には国内で初めて牛でランピースキン病の発生が確認されました。

年末年始、春節等を迎え人の往来の増加が見込まれること、渡り鳥の飛来・滞在シーズンは続くことから、引き続き農場における病原体侵入防止の徹底をお願いします。

畜産関係者の皆様は、次の点にご留意ください！！

- アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への渡航自粛
- 外国人従業員に対し日本への持ち込みが禁止されている肉製品等を持ち込まないことを周知徹底
- 農場への病原体侵入防止対策の再徹底

→衛生管理区域等への立入制限、出入りの際の消毒の徹底、防鳥ネット等の点検・補修、農場周辺の消石灰散布など現場の「隙」をうめる。飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！

- 飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、異状が認められた場合、牛に発熱、食欲不振、皮膚の結節等、ランピースキン病を疑う症状があった場合は家畜保健衛生所へ連絡

（裏面につづく）

連絡先はこちら

湘南家畜保健衛生所　（０４６３）５８－０１５２

閉庁時（夜間・休日）　０８０－３４０３－０１５６

０８０－３４０３－０１５８

口蹄疫の特定症状
（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし）

次の１～３のいずれかの症状
（鹿：１では①・③に該当すること）。

１　次のいずれにも該当すること。
① 39.0 度以上の発熱があること。
② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
③ 口腔内等に水疱等があること。

２　同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

３　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。

ランピースキン病の症状（牛・水牛）

皮膚の結節・水腫・粘膜の結節など
泌乳ピーク期の乳牛や子牛で症状が重い

出展：農水省 HP「ランピースキン病について」

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状
（鶏・あひる・うずら等）

同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が、過去２１日間の平均した死亡率の２倍以上となった場合。

鶏冠のチアノーゼ、沈うつ、産卵率低下やまとまっての死亡など、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を！

豚熱・アフリカ豚熱の特定症状
（豚・いのしし）

次の１～４のいずれかの症状を呈していること。

１　耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

２　同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。
① 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退　② 便秘、下痢　③ 結膜炎（目やに）
④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん　⑤ 削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
⑥ 流死産等の異状産の発生　⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

３　同一の畜房内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖または肥育に供する豚等が突然死亡すること。

４　血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（１万個未満／μl）または好中球の核の左方移動が確認されること。（農場に浸潤している他の疾病によるものや、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない）。

本年 10 月に特定家畜伝染病防疫指針が改正されました。この指針は、日ごろから発生予防に対する取組みや、発生時における防疫対応等について、国や県、市町村、家畜所有者等関係者が対応すべきことが示されています。
詳細については農林水産省 HP に掲載されていますのでご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/